

エコおおいた推進事業所登録事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、事業者の自主的な環境配慮の取組を県に登録し、これを広く県民に紹介することにより環境に配慮した事業者の取組を広げていくことを目的とする。

(登録の対象事業所)

第2条 エコおおいた推進事業所の登録（以下「登録」という。）を受けることができる事業者は、大分県内に事業所を有し事業活動を行っている事業者で、自らの事業活動等に伴って生じる環境負荷を低減させるための取組目標を自主的に定めて環境配慮の取組を行う事業者とする。

(登録の要件)

第3条 登録の対象となる環境配慮の取組は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを推進することが環境保全のために適切であると認められる活動で、関係する環境法規、条例、公害防止協定等に違反しないものをいう。

- (1) その取組により環境への負荷がこれまでの取組と比較して相対的に減少されること
- (2) その取組を推進することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど、環境保全に寄与する効果が大きいこと

2 取組目標は5項目以上とする。

(登録の申込み)

第4条 登録の申込みをしようとする事業者は、自らの事業活動に伴う環境負荷の程度に応じて環境負荷を低減させるための取組目標を自主的に設定し、エコおおいた推進事業所登録申込書（第1号様式）を県に提出するものとする。

(登録)

第5条 県は、前条の申込みを受理したときは、その内容が第3条の登録要件に該当するかどうかを審査し、登録要件に該当すると認められるときはエコおおいた推進事業所として登録するものとする。

(登録証等の交付)

第6条 県は、エコおおいた推進事業所の登録を行ったときは、事業者に対しエコおおいた推進事業所登録証（第2号様式）及びステッカー（第3号様式）を交付するものとする。

(シンボルマークの使用)

第7条 登録を受けた事業者は、当該登録を受けて環境負荷低減のための取組を実施していることを示すため、エコおおいた推進事業所シンボルマーク（第4号様式）を、名刺や印刷物などに使用することができる。但し、取扱商品、サービスの宣伝等、営利目的に使用することはできない。

(登録事項の変更等)

第8条 登録された事業者は、事業所名、所在地名等の登録事項に変更があったときは、エコおおいた推進事業所名・所在地等変更通知書（第5号様式）により、速やかに県にその旨を通知しなければならない。

2 登録された事業者は、廃業することが確定したときもしくは廃業したとき、あるいは引き続き登録を受けないときは、エコおおいた推進事業所廃止届（第6号様式）により、速やかに県にその旨を届け出なければならない。廃止届を提出するときには、エコおお

いた推進事業所登録証を返却しなければならない。

(登録の抹消)

第9条 県は、登録した事業者が次に掲げる要件のいずれかに該当していると認められるときは、登録の抹消を行うことができる。

- (1) 移転等の事由により、大分県内に事業所を有しなくなったとき
- (2) 第3条の登録要件に該当しなくなったとき
- (3) 当該事業者の環境配慮の取組が環境保全上不適切になったと認められるとき
- (4) 第7条但書に違反したと認められるとき
- (5) 第8条第2項の届出があったとき
- (6) 客観的な状況等から廃業したことが確認できたとき

(取組状況の調査)

第10条 県は毎年、登録した事業者の環境配慮の取組目標の達成状況を調査するものとする。

(広報)

第11条 県は、登録した事業者の環境配慮の取組等を、インターネットや広報誌等を通じて、広く県民に広報するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

(第1号様式)

エコおおいた推進事業所登録申込書

年 月 日

大分県知事

殿

事業所名

所在地

代表者氏名

事業区分

TEL

FAX

エコおおいたの実現を目指し、環境負荷を低減させるための取組を下記のとおり実施するので、エコおおいた推進事業所の登録を申し込みます。

1 エコおおいた推進事業所の概要

--

※ エコおおいた推進事業所における事業所・事業活動の概要を200字以内で簡潔に記載してください。

2 取組目標等

	取組目標	実施方法（プログラム）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

※ 自家用車による通勤者がいる事業所については、取組目標の一つを「通勤に係る環境への負荷を低減する。」とし、実施方法を「大分県ノーマイカーウィークに参加する。」とすること

3 Eメールアドレス ※可能な限り事業所の共用メールアドレスをご記入ください。

--

(第2号様式)



エコおいた 推進事業所登録証



大分県知事 **広瀬 勝貞**

(第3号様式)



(第 4 号様式)



(第5号様式)

エコおおいた推進事業所名・所在地等変更通知書

年 月 日

事業所名
所在地
代表者氏名
事業区分
TEL

FAX

事業所名、所在地、その他について下記のとおり変更があったので通知します。

記

1 変更事項

2 変更内容

変更前：

変更後：

3 変更年月日 年 月 日

(第6号様式)

エコおおいた推進事業所廃止届

年 月 日

事業所名
所在地
代表者氏名
事業区分
TEL

FAX

下記のとおり廃止したので届け出ます。

記

1 廃止理由

- 廃業することが確定した、もしくは廃業したため
- 引き続き登録を受けないこととしたため

（ 理由 ）

2 廃止年月日 年 月 日